

## 日本国憲法の成立過程 1

「幣原喜重郎が発案し、マッカーサーが同意し、天皇が承認した」

はじめに

敗戦後80年を迎える11月3日を前に憲法の成立過程を再考する意欲が再燃してきた。

憲法については既に2013年9月から10月にかけて「憲法第9条はどのように制定されたのか」をベストピア第319号及び第320号で取り上げてきた。以来12年の間に多くの資料が公開され専門家による研究も盛んになり、第9条の発案者、同意者、承認者が明らかになってきた。

研究の最たるものは笠原十九司氏が2020年4月に上梓された「憲法九条と幣原喜重郎」副題は「日本国憲法の原点の解明」であると私は考えている。同氏の結論を先に紹介すると日本国憲法は「幣原喜重郎が発案し、マッカーサーが同意し、天皇が承認した」とされている。これに猛反発をする学者や政治家がいることは論を俟たない。

昨今の選挙や総理大臣の選出を見ると日本も西洋の例に倣って右寄りの傾向が強くなっている。憲法の改正も安倍総理の時代よりも緊急になってくる兆しである。何よりも懸念されるのは防衛費という名目で膨らんでいく軍事費である。現下の憲法でさえ憲法解釈を拡大してGDP2%（約10兆円）となりつつある中、外圧によって3.5~5.0%が視野に入ってきた。右寄りの人達には歓迎されることであるが、ここまで拡大してくると遵法とは言いがたい。早晚、改正が浮上するだろう。国民の多数もウクライナやガザの惨状を見て嫌戦感情を持ちつつも、自衛戦やむなしと考えに同調して憲法改正に靡<sup>なび</sup>いているようである。ちなみに2024年度の日本のGDPは609兆円（読売新聞2025年2月17日）であったと報じている。5%なら30兆を超えて世界第3位になる。財源として増税も必至となる。

このような現実を前に、今尚「日本国憲法の形成過程」を論じることが意味がないと言われるが、とにかく80年間戦争をしなくて良かったのは憲法のおかげで、好戦的な政治家を牽制できたことが大きいと思う。ジェンダーの問題、国会議員の減少の必要性から憲法の部分的な改正は必要であると思われるが、第9条は死守したいと思う人も少なくない。その人達に共有するメッセージを一市民の立場として発したいと思い、もう一度日本国憲法の形成過程を復習することにする。

今回は「今更聞けない常識」を沢山の資料をつけて歴史を振り返えることにしたので

「ポツダム宣言全文」「玉音放送全文」「天皇の人間宣言全文」「平野文書全文」等を資料として掲げて数回に分け、可能な限り時系列によって記していくことにする。時系列に理解することによって当時の歴史的背景が浮き彫りにされ、人々の判断や決断の仕方を想像することができると思っている。

# I 憲法改正にかかる戦前の歴史

## 1,カイロ宣言

### (1)なぜ、カイロ宣言が憲法改正に関連するか

ポツダム宣言に引き継がれる内容である。無条件降伏とする。終戦後の日本の領土を1941年以前に戻す。朝鮮国の独立をすることを決めた。

### (2)概要

日時、1943年12月1日宣言 場所、エジプト・カイロ

協定者、チャーチル首相（英）、ルーズベルト大統領（米）蒋介石主席（中華民国）

内容、

日本国の主権が本州、北海道、九州、四国及び連合国が決定する諸小島に限定される。奴隷状態にある朝鮮人民をやめ、朝鮮の独立を認めさせる。

## 2、ヤルタ会談（ヤルタ秘密協定）

### (1)なぜ、ヤルタ会談が憲法改正に関連するか

ソ連が日ソ中立協定（1941年4月13日締結）を無視して日本への参戦を認めたことによりソ連は1945年8月8日参戦することになった

### (2)概要

日時、1945年2月4日から11日 場所、ソヴィエト領クリミアのヤルタ

協定者、チャーチル首相（英）、ルーズベルト大統領（米）スターリン書記長（ソ連）

内容

ソ連の対日参戦と対日領土要求(秘密協定)。アメリカは日本がなかなか降伏しないのでソ連に参戦を依頼した。ソ連は、英米（連合国）を助けるため、ドイツ降伏後3ヶ月以内に日本への参戦を約束し、その見返りとして、以下の領土的・経済的権利の獲得を要求し合意された。

・南樺太とこれに隣接する一切の諸島はソ連に返還される。

千島列島はソ連に引き渡される。大連港の国際化と、旅順港の租借権の回復。

東清鉄道と南満州鉄道の共同運営 (ソ連の優先的利益を確保)

・朝鮮半島:当面は連合国の信託統治とし、終戦直前の暫定措置として北緯38度線を境に分割占領することに合意した。

これは秘密協定であり、日本はそれを知らずして

1945年6月、東郷外相はマリク駐日ソ連大使と会談し、ソ連に和平の仲介を依頼した。

更に、7月には近衛文麿が天皇の親書を持ってソ連に向かうとの閣議決定がされた。

しかし、ソ連は既に参戦の準備に入っており拒否された。8月8日参戦し敗戦処理に参加する権利を獲得した。日本の情報機関の醜態を晒した。敗戦後もソ連は日本におけるGHQの占領政策を監視して天皇の戦争責任を追求した。

## 3、ポツダム宣言

### (1)日本に向けられた無条件降伏書

日本国が戦後再出発することになる基本文書であり、戦後の日本の歴史の大前提となるもの。日本国民が共通認識すべき内容で13箇条からなる。

## (2)概要

日時、1945年7月17日～8月2日、ベルリン郊外ポツダムで開催された。公表は7月26日  
協定者、米国、トルーマン大統領（ルーズベルトは4月12日突然死去）、英国、チャーチル首相（会談中の総選挙で負けて新首相アトリーと交代）ソ連はスターリン。

## (3)内容

日本に対する無条件降伏声明は最終的に13条となっている。その全文は資料編に掲載するが、特筆すべきは第3条である。

三 躰起せる世界の自由なる人民の力に対するドイツ国の無益且無意義なる抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものなり。現在日本国に対し集結しつつある力は、抵抗するナチスに対し適用せられたる場合に於て全ドイツ国人民の土地、産業及生活様式を必然的に荒廃に帰せしめたる力に比し測り知れざる程更に強大なるものなり。吾等の決意に支持せらるる吾等の軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避且完全なる壊滅を意味すべく、又同様必然的に日本国本土の完全なる破壊を意味すべし。

要約すると、「ドイツの敗戦の惨状は日本国民に次のことを明らかにしている。日本国に向けて世界が集結しつつある力は、ドイツ人の生活、産業、国土を灰燼に帰せしめた力以上に（知られざる程度の力）はかり知ることができないくらい大きいものである。その最高度の使用は、日本国軍の完全な壊滅のみならず日本国土の完全な破壊をもたらすものである。」この最高度の使用とは原爆の使用を意味していると思われる。

ポツダム会談が開催される前日7月16日アメリカは原爆実験に成功した。トルーマンはこの情報をあらかじめ知らされており、ポツダム会談の日程を遅らせて17日にしたという。更にトルーマンはポツダム宣言草案「対日計画提案」にあった「戦後の日本政府に、現在の皇統のもとにおける立憲君主制を排除しない」という天皇制の存続を認める条項を削除させていた。したがって最終的な13項目の中には明確な天皇制護持の容認される文言はなかった。又、戦争放棄に関する事項はない。

ソ連は8月15日参戦（実際は8月8日参戦した）することをトルーマンに通告していた。トルーマンはソ連が参戦する前に日本を降伏させることを企図し8月10日までに原爆を投下することを密かに命令していた。かくて6日広島、9日長崎への原爆投下となるも日本の最高戦争指導会議では終戦を決断しなかった。ソ連は予定通り日ソ中立条約を無視して一方的に8月8日に参戦して日本の戦後処理に参加する権利を獲得した。

## 4、ポツダム宣言（7月26日）に対する日本の対応

7月28日、天皇制護持が記載なしとして黙殺

(1)ソ連へ終戦斡旋を繰り返し依頼し和平交渉を期待した。

日本は発表の翌日27日最高戦争指導会議を開催し意思表示を避けた。そして、ソ連との和平交渉を見定めていくことに一致した。7月10日ソ連に終戦斡旋依頼のため近衛文麿の派

遣を決定しソ連に申し入れをしていた。ソ連からは7月18日拒否の回答があったにもかかわらず、更に7月30日斡旋を依頼した。

(2)国体護持に執着する軍部 受諾の決定ができず 2度の聖断により受諾する。

①8月10日最高戦争指導者会議が天皇隣席のもと開催された。外務大臣の提案と陸軍大臣との意見が分かれ会談が分裂した。天皇が外務大臣の提案を受けポツダム宣言を受諾することを聖断をした。

②しかし、連合国に対して次のような照会を出して受諾を引き延ばした。ポツダム宣言に「天皇の国家統治の大権を変更する要求が含まれていなければ受諾するが、どうだ。」

③それに対して8月12日バーンス回答があった。「最終的の日本国政府の形態は『ポツダム宣言』に従い、日本国国民の自由に表明する民主化された意思により決定せらるべきものとす」これは天皇制の護持を認めるという暗黙の意思表示であった。

④この回答につき8月13日、再び最高戦争指導者会議が天皇隣席のもと開催されたが結論が出ず、14日に至っても陸軍と海軍の対立が続いたので、鈴木貫太郎首相が天皇の聖断を仰いで（これが2回目の聖断と言われる。）受諾が決定した。天皇は第日本帝国憲法第13条「天皇は戦を宣し和を講じ――」にのっとり全国民に向けてラジオで終戦の詔書を放送することになった。受諾に反対する一部の軍部が皇居を占拠しようとするクーデターが起こった。

⑤天皇は12日には皇族13人を集めて、自分はポツダム宣言を受諾するのでその後の対応について皇族が一致協力して対応するように意思統一を図っている。

8月15日の玉音放送の出だしは有名であるが全文にお目にかかることは少ないと思われるのでここに全文を現代語訳にして本稿末尾に資料1として紹介する。

(3)、8月15日 玉音放送（終戦の詔書）を聴く国民の姿を見た連合国の反応

国民は天皇の声を知らない。見たこともない畏れ多い侵すべからざる御方として、国民学校に掲げてあった御真影を見て毎日拝礼をしていた。玉音放送を聞く国民はひたすらに平伏し、地に頭を擦り付けて泣きながら聞いた。この光景は全世界に伝えられ、日本人の天皇への信仰にも似た忠誠心に圧倒された。聞きしに勝るものであったことを知った。連合国の政治家には日本が将来再軍備したら、またしてもあの日本の皇軍に襲われるのではと恐怖を感じた者があった。その者たちは日本から天皇制を壊滅することを求め、天皇の戦争責任を追求して戦犯として処刑することを主張した。（後に触れる極東委員会での天皇の戦争責任を追求するオーストラリア、フィリピン等の国々、1945年6月初旬のアメリカのギャラップ社の調査では天皇処刑33%、投獄11%、流刑9%となっていた。）

一方が天皇制を何らかの形で残さなければ日本人を平穏に統治できないと考える親日派の人々はこの光景を目にして一層強く天皇を免責にしなければならないと実感した。

この光景はGHQの日本統治方式に極めて大きな影響を与えたと思われる。

(4)玉音放送を聞き帰路に電車の中で幣原喜重郎が見た光景。

「いったい君は、こうまで、日本が追いつめられるの知っていたのか。なぜ戦争をしなければならなかったのか。俺は政府の発表したものを熱心に読んだが、なぜこんな大きな戦争をしなければならなかったのか、ちっともわからない。戦争は勝った勝ったで敵をひどく叩きつけたとばかり思っていると、なんだ、無条件降伏じゃないか。足も腰も立たぬほど負けたんじゃないか。俺たちは知らん間に、戦争に引き入れられて、知らん間に降参する。自分は目隠しをされて屠殺場に追い込まれる牛のような目に合わされたのである。怪しからんのは我々をだまし討ちにした当局の連中だ」と盛んに怒鳴っていたが、しまいにはおいおい泣き出した。社内の群衆もこれに呼応して、そうだ。そうだとワイワイ騒ぐ。

私はこの光景を見て深く心を打たれた。彼らの言う事はもっとも至極だと思った。彼らの憤慨するのも無理はない。戦争はしても、それは国民全体の同意もない。国民は何も知らずに踊らされ、自分が戦争しているのではなく、軍人だけが戦争している。それをまるで芝居でも見るように、昨日も勝った。今日も勝ったと面白半分に眺めていた。そういう精神分裂のあげく、今日惨憺たる破滅の淵に突き落とされたのである。もちろん我々はこの苦難を克服して、日本の国家を再興しなければならんが、それにつけても、我々の子孫をして、再びこのような、自らの意思でもない戦争の悲惨を味わわしめぬよう、政治の組み立てから改めなければならぬということ、私はその時深く感じたのであった。（幣原喜重郎外交50年p239）

幣原喜重郎の戦争放棄、軍備全廃の思考の芽となった原体験である。

(5)最初で最後の皇族内閣、

8月17日、鈴木貫太郎首相内閣は総辞職し、内大臣府主導で、最初で最後の皇族内閣、東久邇宮内閣が発足した。これは天皇がポツダム宣言を遵守する姿の一つでもあった。即ち、陸海軍部隊の反乱や不穏な動きを封じるためには皇族内閣が一番無難であると天皇が判断した。天皇は東久邇宮首相に指示をして戦争遂行能力の破碎（ポツダム宣言7条）武装解除（9条）を速やかに履行した。

「皇族内閣は総理の宮の威力によりて終戦の仕事を立派に完了して、占領軍の進駐に何らの支障はなかったポツダム宣言の実行即降伏条項の実行は、戦争の過去に因縁を持たぬ新しい人々でこれを行うことが最適」（重光外相の言葉）

## II GHQによる占領政策

8月30日マッカーサー厚木飛行場に到着、

横浜ホテルニューグランドに入る。軍事秘書にボナ・フェラーズを伴っていた。

（フェラーズの存在の意義は後述する。1968年11月3日勲一等旭日大綬章が与えられた人物）

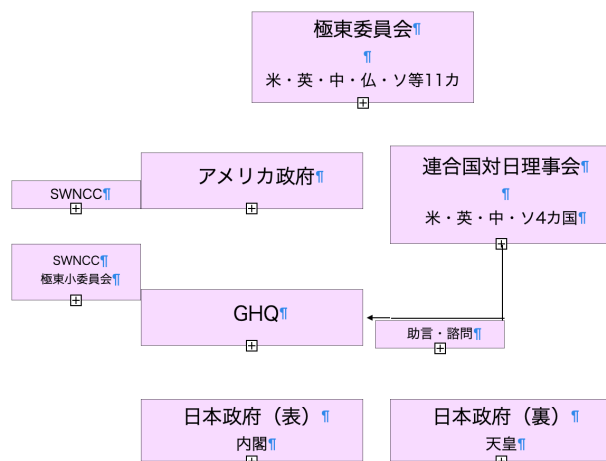
### 1、軍政から間接統治へ重光葵外相の功績

横須賀沖停泊のアメリカ軍艦ミズリー号上で降伏文書に調印式、日本代表は重光葵外相、当日連合軍最高司令部から3通の布告文が渡された。布告文は翌日9月3日の日付で、直接日本国民に命令する形式になっていた。軍政（直接統治・SWNCC-150指令）を敷き貨幣制度も占領軍発行の軍票3億円が準備されていた。重光外相は驚き直ぐにマッカーサー及びサザランド参謀長と会談して軍政を撤回して、天皇と天皇制を利用する間接統治に変更す

①占領軍としては、日本国民の絶対崇拝する天皇の特に司令する日本政府を通じて占領政策を実行することが最も簡単な方法である（大日本帝国憲法のもとでの政治機構の利用）

②ポツダム宣言には日本政府の存在（日本の主権の存在）を前提としており軍政を布くことは宣言の内実を超えている。ドイツとは違う。

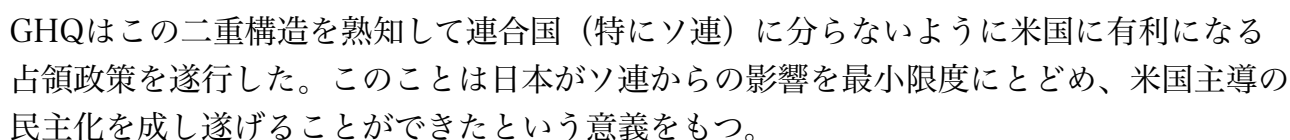
この時点でのマッカーサーへの指示は「①天皇の権威はマッカーサーに従属する。②占領目的達成のために天皇の権威を利用するのが主な内容となっている。この後も重要な政策が出されて、SWNCC-228のように憲法改正にも大きな影響力を与えることになる。



(ボナ・F・フェラーズについてはベストピア第319号2012年9月号で詳細を紹介している。1914年アラーム大学に入学したとき日本人女性の留学生「渡邊（一色）」と交友。ラフカディオ・ハーンの本を200冊読破して日本通となる。1935年卒論のテーマは「日本兵の心理」。この本がマッカーサーの目に止まり1936年からマッカーサー付きとなり、1944年10月にI shall returnを果たす時に「私の目となり、耳となれ。決して周囲に気づかれるな。報告書は書くな。口頭で伝えよ。」と命令され軍事秘書となり日本の情報、特に日本人の天皇観を正しく伝えていた。天皇陛下が初めてGHQを訪問した時には玄関から部屋までの案内役を務めその日本的な礼儀正しさを天皇に褒められている。)

(2)内閣総理大臣は、（新憲法ができるまでは）大日本帝国憲法に従い旧来通り天皇を元首として、その「輔弼（ほひつ）」をする役目があり、政治状況や政務について天皇に上奏（報告）し天皇の御下問を受け、その裁可を受けなければならない。連合国に知られてはならない「裏の政府＝天皇」いわゆる大日本帝国憲法に従った政治を続行することになる。

（最も権限を持っていたのは内大臣府であったと言える。内大臣府は内閣から独立した宮中の機関であり、天皇の「常侍輔弼を行う重責がある側近。内大臣は元老と連携して内閣首班の推薦に関わる慣例を持っていた）



天皇は9月27日マッカーサーとの初会見を控えて、ポツダム宣言の着実な履行を進めるために必要なことは何かを松平と論議して憲法改正問題の調査を命じた。具体的な内容は分からないが、これが憲法改正にかかる日本での最初の言葉である。憲法改正に天皇は早くから関心を持たれていたことになる。

この小委員会の動きに注目する。本部からの指令と現場のマッカーサーの直面する事実を調整して本部からの指示通りに動かないこともあった。そのことが日本にとって都合の良いことが多かった。

7/28ページ

天皇は「私は国民が戦争遂行にあたって政治、軍事両面で行なった全ての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の決裁に委ねるためにお訪ねした。」マッカーサーは「私は大きい感動にくすぐられた。この勇氣に満ちた態度は、私の骨の髄まで動かした」。会談後天皇は「御機嫌が麗しかった」との侍従長の言葉から「天皇はマッカーサーが戦争犯罪人として自分を裁かないという感触を得たようである」と推察された。（この会談の内容は公開されていないので多くの憶測や傍証による解釈がある）

### 10月1日・マッカーサーの最後まで貫徹した決意

マッカーサーの提案でGHQ首脳部は「占領を平和裡に行い国民の共産化と革命化を防止するため天皇を戦争犯罪人として告発・起訴することを回避する方針を固めた。

しかし、このことはアメリカ本国にも日本政府にも内密であった。

（6月初旬のアメリカのギャラップ社の調査では天皇処刑33%、投獄11%、流刑9%となっていた。）

### 10月4日～12月16日 近衛文麿の「憲法改正要綱」

近衛文麿は知人に依頼して真っ先にマッカーサーを訪問したのは9月13日で「自分には戦争責任はないと訴えた」、続いて10月4日の2回目の訪問でマッカーサーから憲法改正の調査を依頼されたと誤解して、独自で憲法改正案の作成を始める。天皇も近衛を信じて10月10日近衛を内大臣府御用係に任命して憲法改正の調査を命じた。これは通訳の誤解、近衛の都合のよい解釈であってマッカーサーは依頼していないことを11月1日に公式発表、11月3日朝日新聞にも掲載された。近衛文麿は誤解のままに憲法改正案を作成し始め、11月22日「改正要綱」を天皇に提出した。内容はポツダム宣言を無視したもので内外から非難が増長した。11月26日近衛は免官され憲法改正作業の中止を命令された。12月6日戦犯として逮捕状が出る。16日巣鴨拘置所にて自殺。近衛グループの憲法改正は終わった。

### 10月5日～9日内閣総理大臣の交代、幣原喜重郎が首相となる。

GHQは東久邇宮首相に「政治的及び宗教的自由に対する制限事項の件」に関する覚書を通達してきた。①天皇に関する自由討議と政治犯の釈放、②治安維持法等、自由制限に関する一切の法令の撤廃、全ての特高警察課の廃止等。これに対して東久邇宮首相は実行できないとして総辞職をした。ここで首相の交代が起きる。

10月6日幣原喜重郎が鎌倉に引越しをしようとして出発の瞬間に宮内省から特使が来た。「すぐに天皇が会いたいという。」「陛下は私に、内閣組織の大命をお下しになった。寝耳に水である」

10月9日幣原喜重郎が大日本帝国憲法のもと内閣総理大臣に親任され、天皇の輔弼をすることが確認された。

### 10月11日 幣原首相、第1回目のマッカーサー訪問

幣原首相は英語が堪能であったのでマッカーサーとは通訳なしで二人で会談できる能力があった。この日マッカーサーは幣原首相に正式に憲法改正を考慮すべき旨を要求した。

そのほかに、マッカーサーは矢継ぎ早に幣原首相に改革をポツダム勅令によって、5大改革①婦人会法、②労働組合の結成奨励、③学校教育の民主化、④秘密審問司法制度撤廃、

⑤経済の民主化、続いて、10月13日、15日と大日本帝国憲法下の自由制限関係の法律を撤廃させ、民主化を命じた。

#### 10月13日 憲法問題調査委員会の設置（これは表の政府筋となる）

幣原首相は松本烝治国務大臣に憲法に関する研究を始めるように指示し、10月25日憲法問題調査委員会を内閣に設置し委員長に松本烝治を指名した。佐藤達夫も委員となった。また、内大臣府におかれた御用系の近衛文麿のグループも作業を始めていた。この段階ではGHQに関係のない国内の二つのグループが改正作業に取り組むことになった。近衛文麿については上記述の通りである。

全くの私見であるが、幣原首相が松本烝治を委員長にしたのは、彼が作る憲法草案は決してポツダム宣言に沿わないものだと思信していたと思う。それは後に見るように松本私案は明治憲法の焼き直しに過ぎなかったこと、そして松本烝治の執拗にして強固な主張から推察される。幣原首相には戦争放棄、軍備全廃の腹案がすでにあり、その実現の機会を狙っていたのではないだろうか？

#### 10月19日 SNWCCからの指示

アメリカ合衆国の「国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SNWCC）からマッカーサーに対して「天皇の扱いについて最終決定は延期するが、戦犯容疑について証拠を収集し、訴追の是非を統合参謀本部に報告せよ」との指示がなされた。9月25日の通告と同じ内容である。このように天皇の戦争犯罪責任は追及され続けていた。（ボナ・フェラーズは天皇の開戦責任がない確実な証拠を求めて懸命に日本の知人に接触していた。）

#### 11月9日 幣原首相のマッカーサー訪問2回

#### 11月24日 幣原首相のマッカーサー訪問3回目

#### 11月26日 米内光政（帝国海軍最後の海軍大臣）マッカーサーを訪問

米内はマッカーサーに天皇の退位の可否を尋ねた。マッカーサーの返事

「日本の降伏と連合軍の進駐が極めて順調に行われたのは、天皇の協力によるところが大きいと私は思っている。その天皇が退位しなければならないと私は考えていない。それは日本国民が決めることでしょう。」また、この日、天皇は幣原首相に近衛文麿の免官を伝え近衛の憲法作業は中止となった。

#### 11月29日、アメリカ統合参謀本部からの打診

アメリカ統合参謀本部は天皇の戦争犯罪人は免れないと極秘通達してきた。

「米国の政府の態度は、天皇を戦争犯罪人として逮捕・裁判・処罰を免れてはいない。天皇抜きでも占領が満足すべき形で進行しうると思われる時点で天皇裁判問題を提起すべきである」「最終的な判断はマッカーサーの天皇の戦争犯罪を立証する証拠の収集の報告を待つ」というものでSNWCC極東小委員会にも回付されていた。

11月30日、天皇は幣原首相と面談して1時間半に渡って近況報告を受けた。

12月8日、松本烝治は憲法改正について「松本四原則」を発表した。

「天皇が統治権を総覧せらる原則には変更なきこと」等々の内容でポツダム宣言を無視したものであった。この内容は新聞の発表により、世論も憲法問題に関心を持つようになった。

12月11日、「日本の天皇制の取り扱いに関する政策の定式化」が通達された  
SNWCC極東小委員会は「日本の天皇制の取り扱いに関する政策の定式化」と題する報告をまとめた。報告はマッカーサーにも伝えられた。マッカーサーはこのシナリオにより占領政策を急いだ。

#### 「日本の天皇制の取り扱いに関する政策の定式化」の内容

(1)日本の最終的政治形態に関して、日本国民が望むならば君主政体を保持することが許される。

(2)その場合、日本の天皇制を立憲君主制に転換することが望ましい。

(3)その場合、日本政府に対し次の改革を行うことが望ましい。（望ましいとはするべきであるの意味）

①大日本帝国憲法の1条、3条、4条の削除と皇室財産を公のものにすること

1条 大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す。

3条 天皇は神聖にして侵すべからず。

4条 天皇は国の元首であって統治権を総覧し、この憲法により之を行う。

②公立学校において、皇統の神聖を教えること及び天皇に対する盲目的献身の意識を植え付ける教育を禁止すること。教科書は皇統が神に発し、天皇が神であるとする記述もしくは示唆するものは全て削除すること。天皇の写真に対する敬礼を禁止すること。

③天皇を神格化して民衆から遠ざけ、畏敬の念を与えるような神秘のヴェールに包み込むという極端な措置を廃止すること。（後に天皇の地方巡幸として実施された）

(4)天皇も他の日本人あるいは外国人と異なることのない普通の人間であって、天皇自身、皇統が神に発し、日本が他国に対して不可思議な優越性を持っているなどとは信じていないこと、更には、政府の政策とは別個に「天皇の意思」といったようなものは存在しないことを、国民に対して言葉と行動により自発的に実証すること（「天皇の人間宣言」へ）

(5)天皇本人が開戦を主張し、あるいは現在、戦争犯罪と見なされているような決定的証拠が見出されない限り、戦争犯罪人として天皇を告発したり、その退位を強要したりすべきではない。天皇が政府の願望に基づいて、開戦の措置を支持したことを、戦争犯罪と見るべきではなく、天皇の行為のうち、政府の願望に反して行われたような行為についてのみ天皇の責任を取るべきである。

この「定式化」は8月12日のバーンズ回答の保証を示すものでSWNCC本部とは異なり、親日的でマッカーサーの占領政策を支援する内容になっていると思われる。

「日本の最終的政治形態は、平和的思考を有し、かつ責任ある政府が作られ、自由に表明される日本国民の意思によって確定されるようにする」が原則となっている。

12月21日、毎日新聞に掲載されたことから起こったこと。

- ①近衛文麿が11月22日天皇に憲法改正要綱を提出したこと。
  - ②11月24日、佐々木惣一（近衛グループのトップ）が条文を整理して天皇に進講したこと
  - ③天皇から他日、内閣に下げ渡し重要な資料として審議せよとの勅命が出たこと。
- これに対して学者や知識人が「皇室が憲法改正をするとは」厳しく批判、国民の側から民主的な憲法改正の草案を作成すべきとの機運が生まれた。そしてその一つが「憲法研究会」で12月26日①日本国の統治権は日本国民より発す②天皇は国政を自らせずー」等々民主的な内容で「憲法草案要綱」が出されることになった。

12月25日幣原喜重郎首相は風邪のため1月15日まで寝込んだ。

幣原首相の風邪は、歴史は人間の意図によって作られるものではないことがある、天的なものによって歴史が動くことがあることを明かす驚くべきことが起こる契機となる

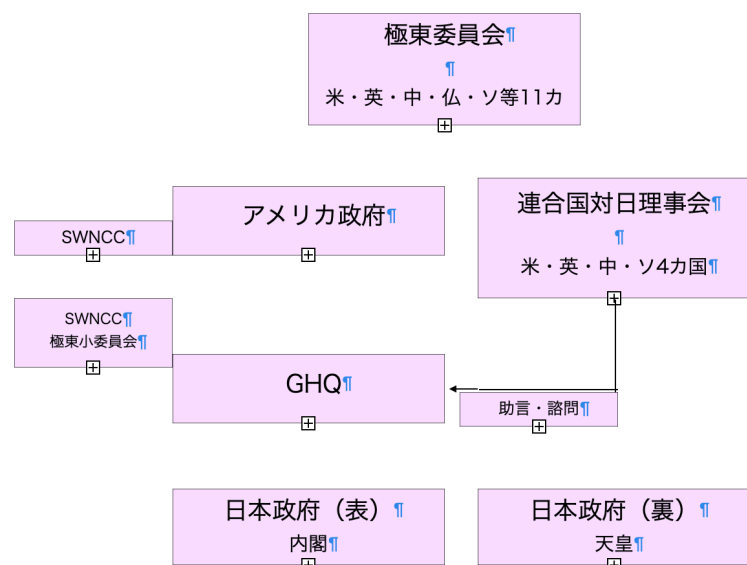
12月26日、民間の憲法研究会が「憲法草案要綱」作成

作成されたものを幣原首相とGHQに提出した。これはワイマール憲法の手精神が活かされておりGHQ側においても高い評価を受けた。ある幹部は「これで憲法策定は日本に任せられる」と判断した。後日（1946年2月3日）、ホイットニーのもとで憲法改正草案を作成した際に大いに参考になったとされている。

12月27日 「極東委員会」と  
「対日理事会」の発足

モスクワで開催された米英ソ三国外相会議において、連合国の最高決定機関として、「極東委員会」と

連合軍最高司令部の諮問機関としての「対日理事会」を設置することが決まった。その役割はマッカーサーの占領政策がポツダム宣言に基づいて行われているかどうかを監査し、変更させる権限を持つ。委員会でソ連には拒否権があった。



（注）「極東委員会」と「SWNCC」とは異なる機関である。前者は国際機関で、後者はアメリカ合衆国の機関である。組織図を再掲して確認！

極東委員会の構成国は、アメリカ、イギリス、ソ連、中国、フランス、インド、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンの11カ国である。

「対日理事会」は極東委員会の出先機関で、アメリカ、イギリス、ソ連、中国の代表から構成された。

米英ソ三国外相会議において「日本国の憲法構造の根本的変革」につきアメリカ政府は事前に「極東委員会」と協議し、意見の一致を見ることが決められ、「対日理事会」はそれを監視することになった。そしてこの活動が1946年2月26日から始まると決定した。

この決定によりマッカーサーの自由な力が思い通りに発揮できるのは1946年2月26日までとなり、マッカーサーはこの日の前までに日本国憲法を確定しなければならなかった。この日を過ぎるとソ連が拒否権を行使してアメリカの方針に反対する、特に天皇制に対してソ連はいかなる形でも反対すると予想された。憲法改正は急がなければならなかった。アメリカは当時、勢いのついてきた共産化を警戒していた。

12月31日松本烝治国務大臣は鎌倉山の私邸に籠り松本私案の作成に取り組んだ。松本烝治は執拗で諦めることはなかった。

1月7日、松本は幣原首相と天皇にも私案を見せた。天皇は2時間に渡る彼の講義に嫌悪しつつ忍耐して説明を受けた。

1月29日、閣議で松本私案を審議したが決定承認はせず。これを毎日新聞がスクープした。内容があまりにも保守的でGHQを激怒させる程のものであった。（閣議決定をさせなかったのは幣原首相の知恵であったかもしれないと私は思う）

1946年

1月1日、天皇の「人間宣言」（新日本建設に関する詔書）**末尾資料3**

12月11日に発表された「日本の天皇制の取り扱いに関する政策の定式化」に伴い「天皇の人間宣言」が行われた。全文を現代語訳で末尾資料3に記載する。  
作成経緯は割愛する。

1月4日軍国主義者の公職追放令が発布

GHQは軍国主義者の公職追放令を指した。その中に松本烝治が含まれていた。

これを病床で聞いた幣原首相の風邪が悪化して肺炎を患った。

この事態を聞いたマッカーサーは自分の主治医に命じてペニシリンを届けた。

この特効薬によって幣原首相の病状は回復し15日は復帰できた。

この友情的な行為が歴史を作り変えていく原動力となるのは不思議なことである。

年末年始の休養の期間に幣原喜重郎は思考深くすることができ、78年の人生を振り返り我がゆく道を見出した。それが「戦争放棄と軍備全廃の決意」であった。

1月7日、アメリカ政府は「SWNCC-228」（日本の統治体制の改革）承認しマッカーサーに送付し草案の早期起案を催促してきた。

その概要は次のとおり。

- ①主権在民、日本国の主権は日本国民に由来する。
- ②天皇の地位、天皇は国民の委任により、もっぱら国家的儀礼を司る存在となる。
- ③基本的人権の保障、国民の言論、学術、芸術、宗教の自由を妨げるいかなる法令も発布できない。
- ④生存権の保障、国民は健康で文化的な生活水準を営む権利を有する。
- ⑤男女平等、男女は公的私的に完全に平等の権利を共有する。
- ⑥自主性、改革は日本政府が行うように導くべきであり、命令は最後の手段とする。

これらの原案はSANCC極東小委員会の手になるもので、新しい日本の憲法の枠組みとなる。条文案も殆ど出来上がっていた。

ただし、この中には天皇の問題と戦争放棄に関する事項は含まれていないことに注目しなければならない。

1月21日、幣原首相はマッカーサーの3回目の会談準備・天皇を訪問

幣原首相は天皇を訪問し、マッカーサーとの第3回目の会談の準備をしていた。マッカーサーのと秘密合意（24日）となる内容をあらかじめ伝え承認を得ていたと考えらる。

1月22日、オーストラリア代表から天皇を主要戦犯とすることの要求

アメリカ統合参謀本部よりマッカーサーに「連合国戦争犯罪委員会の豪州代表から主要戦争犯罪人として天皇を含む61名のリストが提出された」と報告があり「天皇を告発すべきか否かの返答を待つ」との指令があった。

1月24日、幣原首相、マッカーサー第3回目の訪問、二人だけの秘密会談

幣原首相はペニシリンのお礼という大義名分で訪問。

- ①日本の戦争放棄と軍備全廃を象徴天皇制とセットにして新憲法に織り込むことを提案。
- ②天皇制の変更は国内で強い抵抗もあり、日本人首相としては公言できないので、マッカーサーに依頼して米軍によって「押し付けられた形」にして欲しいと持ちかけた。

この日の会談は日本国憲法にとって最も重要な日であると考えられる。この日のことを昭和26年2月下旬頃、幣原喜重郎と高弟・平野三郎氏との対談が非常に参考になる。その一部を記す。

#### 全文は末尾資料4

＜九条は幣原首相の独自の発想である＞

平野

そうしますと憲法（第九条）は先生の独自の御判断で出来たものですか。一般に信じられているところは、マッカーサー元帥の命令の結果ということになっています。尤も草案は勧告という形で日本に提示された訳ですが、あの勧告に従わなければ天皇の身体も保証できないという恫喝があったのですから事実上命令に外ならなかったと思いますが。

幣原

そのことは此处だけの話にして置いて貰わねばならないが、実はあの年(昭和二十年)の暮から正月にかけ僕は風邪をひいて寝込んだ。僕が決心をしたのはその時である。

それに僕には天皇制を維持するという重大な使命があった。元来、第九条のようなことを日本側から言いだすようなことは出来るものではない。まして天皇の問題に至っては尚更である。この二つは密接にからみあっていた。実に重大な段階にあった。

幸いマッカーサーは天皇制を存続する気持を持っていた。本国からもその線の命令があり、アメリカの肚は決っていた。ところがアメリカにとって厄介な問題が起った。それは豪州やニュージーランドなどが、天皇の問題に関してはソ連に同調する気配を示したことである。これらの国々は日本を極度に恐れていた。日本が再軍備をしたら大変である。戦争中の日本軍の行動は余りに彼らの心胆を寒からしめたから無理もないことであった。

殊に彼らに与えていた印象は、天皇と戦争の不可分とも言うべき関係であった。日本人は天皇のためなら平気で死んで行く。恐るべきは「皇軍」である。という訳で、これらの国々はソ連への同調によって、対日理事会の票決ではアメリカは孤立化する恐れがあった。

この情勢の中で、天皇の人間化と戦争放棄を同時に提案することを僕は考えた訳である。

豪州その他の国々は日本の再軍備を恐れるのであって、天皇制そのものを問題にしている訳ではない。故に戦争が放棄された上で、単に名目的に天皇が存続するだけなら、戦争の権化としての天皇は消滅するから、彼らの対象とする天皇制は廃止されたと同然である。もともとアメリカ側である豪州その他の諸国は、この案ならばアメリカと歩調を揃え、逆にソ連を孤立させることが出来る。（中略）

そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出して貰うように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君にさえも打明けることの出来ないことである。したがって誰にも気づかれないようにマッカーサーに会わねばならぬ。

幸い僕の風邪は肺炎ということで元帥からペニシリンというアメリカの新薬を貰いそれによって全快した。そのお礼ということで僕が元帥を訪問したのである。それは昭和二十一年の一月二十四日である。その日、僕は元帥と二人切りで長い時間話し込んだ。すべてはそこで決まった訳だ。

この平野文書をめぐって多くの論争があるが、次回において、この1945年1月24日の秘密会談が秘密合意になって日本国憲法が成立してゆく過程を記すことにする。**次号に続く**

#### 参考文献

- |                          |           |                   |
|--------------------------|-----------|-------------------|
| 1、憲法九条論争 幣原喜重郎発案の証明      | 笠原十九司著    | 平凡社刊 2023年4月14日初版 |
| 2、憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法の原点の解明 | 笠原十九司著    | 大月書店 2020年4月15日初版 |
| 3、幣原喜重郎 外交50年 人間の記録64    | 日本図書センター  | 1998年8月25日        |
| 4、天皇家の密使たち 占領と皇室         | 高橋 紘、鈴木邦彦 | 文春文庫 1989年3月10日   |
| 5、詳説 日本史図録第10版           | 山川出版社     | 2023年3月刊          |

#### 資料目次

- 1、ポツダム宣言全文 口語訳
- 2、玉音放送全文 口語訳
- 3、人間宣言全文 口語訳
- 4、平野文書

# 資料 1

## ポツダム宣言口語訳

日本降伏のため確定条項宣言 ポツダムにて 1945年7月26日発出

- (1) われわれ、米合衆国大統領、中華民国主席及び英国本国政府首相は、われわれ数億の民を代表して協議し、この戦争終結の機会を日本に与えるものとする事で意見の一致を見た。
  - (2) 米国、英帝国及び中国の陸海空軍は、西方から陸軍及び航空編隊による数層倍の増強を受けて巨大となっており、日本に対して最後の一撃を加える体制が整っている。
  - (3) 世界の自由なる人民が立ち上がった力に対するドイツの無益かつ無意味な抵抗の結果は、日本の人民に対しては、極めて明晰な実例として前もって示されている。現在日本に向かって集中しつつある力は、ナチスの抵抗に対して用いられた力、すなわち全ドイツ人民の生活、産業、国土を灰燼に帰せしめるに必要なだった力に較べてはかりしれぬほどに大きい。われわれの決意に支えられたわれわれの軍事力を全て用いれば、不可避的かつ完全に日本の軍事力を壊滅させ、そしてそれは不可避的に日本の国土の徹底的な荒廃を招来することになる。
  - (4) 日本帝国を破滅の淵に引きずりこむ非知性的な計略を持ちかつ身勝手な軍国主義的助言者に支配される状態を続けるか、あるいは日本が道理の道に従って歩むのか、その決断の時はもう来ている。
  - (5) これより以下はわれわれの条件である。条件からの逸脱はないものとする。代替条項(条件)はないものとする。遅延は一切認めないものとする。
  - (6) 日本の人民を欺きかつ誤らせ世界征服に赴かせた、全ての時期における影響勢力及び権威・権力は永久に排除されなければならない。従ってわれわれは、世界から無責任な軍国主義が駆逐されるまでは、平和、安全、正義の新秩序は実現不可能であると主張するものである。
  - (7) そのような新秩序が確立せらるまで、また日本における好戦勢力が壊滅したと明確に証明できるまで、連合国軍が指定する日本領土内の諸地点は、当初の基本的目的の達成を担保するため、連合国軍がこれを占領するものとする。
  - (8) カイロ宣言の条項は履行さるべきものとし、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれわれの決定する周辺小諸島に限定するものとする。
  - (9) 日本の軍隊は、完全な武装解除後、平和で生産的な生活を営む機会と共に帰還を許されるものとする。
  - (10) われわれは、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。
- しかし、われわれの捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。

(11)日本はその産業の維持を許されるものとする。そして経済を持続するものとし、もって実物賠の支払い取り立てにあつべきものとする。この目的のため、その支配とは区別する原材料の入手はこれを許される。世界貿易取引関係への日本の、将来の事実上の参加はこれを許すものとする。

(12)連合軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。

(13)われわれは日本政府に対しすべての日本軍隊の無条件降伏の宣言を要求し、かつそのような行動が誠意を持ってなされる適切かつ十二分な保証を提出するように要求する。もししからざれば日本は即座にかつ徹底して撃滅される。

## 資料 2

### 玉音放送全文

#### 現代語訳

私は、深く世界の情勢と日本の現状について考え、非常の措置によって今の局面を收拾しようと思い、ここに忠義で善良なあなた方国民に伝える。

・私は、日本国政府に、アメリカ イギリス 中国ソ連の4国に対して、それらによる共同宣言 (ポツダム宣言) を受諾することを通告させた。

そもそも、日本国民の平穩無事を確保し、すべての国々の繁栄の喜びを分かち合うことは、歴代天皇が大切にしてきた教えであり、私が常々心中強く抱き続けているものである。先にアメリカ・イギリスの2国に宣戦したのも、まさに日本の自立と東アジア諸国の安定とを心から願ってのことであり、他国の主権を排除して領土を侵すようなことは、もとより私の本意ではない。しかしながら、交戦状態もすでに4年を経過し、我が陸海将兵の勇敢な戦い、我が全官僚たちの懸命な働き、我が1億国民の身を捧げての尽力も、それぞれ最善を尽くしてくれたにもかかわらず、戦局は必ずしも好転せず、世界の情勢もまた我が国に有利とは言えない。それどころか、敵国は新たに残虐な爆弾 (原子爆弾) を使い、むやみに罪のない人々を殺傷し、その悲惨な被害が及ぶ範囲はまったく計り知れないまでに至っている。それなのになお戦争を継続すれば、ついには我が民族の滅亡を招くだけでなく、さらには人類の文明をも破滅させるに違いない。そのようなことになれば、私はいかなる手段で我が子とも言える国民を守り、歴代天皇の御霊 (みたま) にわびることができようか。これこそが私が日本政府に共同宣言を受諾させるに至った理由である。...

私は日本と共に終始東アジア諸国の解放に協力してくれた同盟諸国に対して、遺憾の意を表さざるを得ない。日本国民であって戦場で没し、職責のために亡くなり、戦災で命を失った人々とその遺族に思いをはせれば、我が身が引き裂かれる思いである。さらに、戦傷を負い、戦禍をこうむり、職業や財産を失った人々の生活の再建については、私は深く心を痛めている。考えてみれば、今後日本の受けるであろう苦難は、言うまでも

なく並大抵のものではない。あなた方国民の本当の気持ちも私はよく分かっている。しかし、私は時の巡り合わせに従い、堪え難くまた忍び難い思いをこらえ、永遠に続く未来のために平和な世を切り開こうと思う。

私は、ここにこうして、この国のかたちを維持することができ、忠義で善良なあなた方国民の真心を信頼し、常にあなた方国民と共に過ごすことができる。感情の高ぶりから節度なく争いごとを繰り返したり、あるいは仲間を陥れたりして互いに世情を混乱させ、そのために人としての道を踏み誤り、世界中から信用を失ったりするような事態は、私が最も強く戒めるところである。まさに国を挙げて一家として団結し、子孫に受け継ぎ、神国日本の不滅を固く信じ、任務は重く道のりは遠いと自覚し、総力を将来の建設のために傾け、踏むべき人の道を外れず、揺るぎない志をしっかりと持って、必ず国のあるべき姿の真価を広く示し、進展する世界の動静には遅れまいとする覚悟を決めなければならない。あなた方国民は、これら私の意をよく理解して行動してほしい。

## 資料3

### 人間宣言 (口語訳)

ここに新年を迎える。かえりみれば、明治天皇は明治の初め、国是として五箇条の御誓文をお示しになられた。それによると、

- 一、幅広く会議を開き、何事も議論をして世論に従い決めなければならない。
  - 一、身分の高い者も低い者も心をひとつにして、積極的に国のあり方を考えていかなければならない。
  - 一、中央政府も地方の領主も、庶民に至るまで、それぞれ志を遂げ、人々が生きていて幸せに感じる事が重要である。
  - 一、古くからの悪しき習慣を打ち破り、人類普遍の正しい道に基づいていかなければならない。
  - 一、知識を世界に求め、大いにこの国の基盤となる力を高めなければならない。
- お考えは公明正大であり、付け加えなければならない事柄は何もない。わたしはここに誓いを新たにして国の運命を開いていきたい。当然このご趣旨に則り、古くからの悪しき習慣を捨て、民意を自由に広げてもらい、官民を挙げて平和主義に徹し、教養を豊かにして文化を築き、そうして国民生活の向上を図り、新日本を建設しなければならない。

大小の都市の被った戦禍、罹災者の苦しみ、産業の停滞、食糧の不足、失業者増加の趨勢などは実に心を痛める事である。しかしながら、我が国民は現在の試練に直面し、なおかつ徹頭徹尾、豊かさを平和の中に求める決意は固く、その結束をよく全うすれば、ただ我が国だけでなく全人類のために、輝かしき未来が展開されることを信じている。

そもそも家愛する心と国愛する心は、我が国では特に熱心だったようだ。今こそ、この心をさらに広げ、人類愛の完成に向け、献身的な努力をすべき時である。

思うに長きにわたった戦争が敗北に終わった結果、我が国民はややもすれば思うようにいかず焦り、失意の淵に沈んでしまいそうな流れがある。過激な風潮が段々と強まり、道義の感情はとても衰えて、そのせいで思想に混乱の兆しがあるのはとても心配な事である。

しかし私はあなたたち国民と共にいて、常に利害は同じくし喜びも悲しみも共に持ちたいと願う。私とあなたたち国民との間の絆は、いつもお互いの信頼と敬愛によって結ばれ、単なる神話と伝説とによって生まれたものではない。天皇を神とし、または日本国民は他より優れた民族だとし、それで世界の支配者となる運命があるかのような架空の概念に基くものでもない。私が任命した政府は国民の試練と苦難とを緩和するため、あらゆる施策と政府の運営に万全の方法を準備しなければならない。同時に、私は我が国民が難問の前に立ち上がり、当面の苦しみを克服するために、また産業と学芸の振興のために前進することを願う。我が国民がその市民生活において団結し、寄り合い助け合い、寛容に許し合う気風が盛んになれば、わが至高の伝統に恥じない真価を発揮することになるだろう。そのようなことは実に我が国民が人類の福祉と向上とのために、絶大な貢献をなす元になることは疑いようがない。

一年の計は年頭にあり、私は私が信頼する国民が私とその心をひとつにして、自ら奮い立ち、自ら力づけ、そうしてこの大きな事業を完成させる事を心から願う。

## 資料 4

### 平野三郎文書

聞き手は衆議院議員であり、幣原の秘書官であった平野三郎氏（1912年－1994年）、聞き取りは、幣原が亡くなる10日ほど前の、1951年の2月下旬に行われたとされます。

幣原元首相は、『口外無用』として平野氏に語ったとされますが、平野氏は、「昨今の憲法制定の経緯に関する論議の状況にかんがみてあえて公にすることにした」とし、『幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について』と題されたその文書は、1964年・昭和39年の2月に憲法調査会事務局によって印刷に付され調査会の参考資料として正式に採択されました。これが、いわゆる「平野文書」で、現在は国立国会図書館憲政資料室に保管されています。

ここに掲載する資料は、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「憲法調査会資料（西沢哲四郎旧蔵）」より、「資料請求番号165」の『幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について－平野三郎氏記』を、当サイトが国立国会図書館複写サービスを利用して入手し、引用・転載したものです。資料の引用にあたっては、縦書きの原文を横書きに変更し、本文中に改行を加えるなどしています。

このページは、『[【みんなの知識 ちょっと便利帳】 幣原喜重郎元首相が語った、日本国憲法 - 戦争放棄条項等の生まれた事情について](#)』のページから、解説や注釈などを除いてテキストのみを取り出し、印刷や転載・引用などをしやすくしたものです。

このページからの転載・引用に制限はありませんが、転載・引用をされる場合は『みんなの知識 ちょっと便利帳』からであることを明記し、できるだけこのページへの[リンク](#)、もしくはURLを表記されるようお願い致します。

昭和三十九年二月

## 幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について

### —平野三郎氏記—

#### はしがき

この資料は、元衆議院議員平野三郎氏が、故幣原喜重郎氏から聴取した、戦争放棄条項等の生まれた事情を記したものを、当調査会事務局において印刷に付したものである。

なお、この資料は、第一部・第二部に分かれているが、第一部・第二部それぞれの性格については、平野氏の付されたまえがきを参照されたい。

昭和三十九年二月

憲法調査会事務局

#### 第一部

私が幣原先生から憲法についてのお話を伺ったのは、昭和二十六年二月下旬である。同年三月十日、先生が急逝される旬日ほど前のことであった。場所は世田谷区岡本町の幣原邸であり、時間は二時間ぐらいであった。

側近にあった私は、常に聲咳にふれる機会があったが、まとまったお話を承ったのは当日だけであり、当日は、私が戦争放棄条項や天皇の地位について日頃疑問に思っていた点を中心にお尋ねし、これについて幣原先生にお答え願ったのである。

その内容については、その後間もなくメモを作成したのであるが、以下は、そのメモのうち、これらの条項の生まれた事情に関する部分を整理したものである。

なお、当日の幣原先生のお話の内容については、このメモにもあるように、幣原先生から口外しないようにいわれたのであるが、昨今の憲法制定の経緯に関する論議の状況にかんがみてあえて公にすることにしたのである。

問　かねがね先生にお尋ねしたいと思っていましたが、幸い今日はお閑のようですから是非うけたまわり度いと存じます。

実は憲法のことですが、私には第九条の意味がよく分りません。あれは現在占領下の暫

定的な規定ですか、それなら了解できますが、そうすると何れ独立の暁には当然憲法の再改正をすることになる訳ですか。

答 いや、そうではない。あれは一時的なものではなく、長い間僕が考えた末の最終的な結論というようなものだ。

問 そうしますと一体どういうことになるのですか。軍隊のない丸裸のところへ敵が攻めてきたら、どうするという訳なのですか。

答 それは死中に活だよ。一口に言えばそういうことになる。

問 死中に活と言いますと … … …

答 たしかに今までの常識ではこれはおかしいことだ。しかし原子爆弾というものが出来た以上、世界の事情は根本的に変わって終ったと僕は思う。何故ならこの兵器は今後更に幾十倍幾百倍と発達するだろうからだ。恐らく次の戦争は短時間のうちに交戦国の大小都市が悉く灰燼に帰して終うことになるだろう。そうなれば世界は真剣に戦争をやめることを考えなければならない。そして戦争をやめるには武器を持たないことが一番の保証になる。

問 しかし日本だけがやめても仕様がなのではありませんか。

答 そうだ。世界中がやめなければ、ほんとうの平和は実現できない。しかし実際問題として世界中が武器を持たないという真空状態を考えることはできない。

それについては僕の考えを少し話さなければならないが、僕は世界は結局一つにならないといけないと思う。つまり世界政府だ。世界政府と言っても、凡ての国がその主権を捨てて一つの政府の傘下集るようなことは空想だろう。だが何らかの形に於ける世界の連合方式というものが絶対に必要になる。何故なら、世界政府とまでは行かなくとも、少くも各国の交戦権を制限し得る集中した武力がなければ世界の平和は保たれないからである。凡そ人間と人間、国家と国家の間の紛争は最後は腕づくで解決する外はないのだから、どうしても武力は必要である。しかしその武力は一個に統一されなければならない。二個以上の武力が存在し、その間に争いが発生する場合、一応は平和的交渉が行われるが、交渉の背後に武力が控えている以上、結局は武力が行使されるか、少なくとも武力が威嚇手段として行使される。したがって勝利を得んがためには、武力を強化しなければならなくなり、かくて二個以上の武力間には無限の軍拡競争が展開され遂に武力衝突を引き起こす。すなわち戦争をなくするための基本的条件は武力の統一であって、例えば或る協定の下で軍縮が達成され、その協定を有効ならしむるために必要な国々が進んで且つ誠意をもってそれに参加している状態、この条件の下で各国の軍備が国内治安を保つに必要な警察力の程度にまで縮小され、国際的に管理された武力が存在し、それに反対して結束するかもしれない如何なる武力の組み合わせよりも強力である、というような世界である。

そういう世界は歴史上存在している。ローマ帝国などもそうであったが、何より記録的な世界政府を作った者は日本である。徳川家康が開いた三百年の単一政府がそれである。この例は平和を維持する唯一の手段が武力の統一であることを示している。

要するに世界平和を可能にする姿は、何らかの国際的機関がやがて世界同盟とでも言うべきものに発展し、その同盟が国際的に統一された武力を所有して世界警察としての行為を行う外はない。このことは理論的には昔から分かっていたことであるが、今まではやれなかった。しかし原子爆弾というものが出現した以上、いよいよこの理論を現実に移す秋がきたと僕は信じた訳だ。

問 それは誠に結構な理想ですが、そのような大問題は大国同志が国際的に話し合って決めることで、日本のような敗戦国がそんな偉そうなことを言ってみたとところでどうにもならぬのではないですか。

答 そこだよ、君。負けた国が負けたからそういうことを言うと言は言うだろう。君の言う通り、正にそうだ。しかし負けた日本だからこそ出来ることなのだ。

恐らく世界にはもう大戦争はあるまい。勿論、戦争の危険は今後むしろ増大すると思われるが、原子爆弾という異常に発達した武器が、戦争そのものを抑制するからである。第二次大戦が人類が全滅を避けて戦うことのできた最後の機会になると僕は思う。如何に各国がその権利の発展を理想として叫び合ったところで、第三次世界大戦が相互の破滅を意味するならば、いかなる理想主義も人類の生存には優先しないことを各国とも理解するからである。

したがって各国はそれぞれ世界同盟の中へ溶け込む外はないが、そこで問題はどのような方法と時間を通じて世界がその最後の理想に到達するかということにある。人類は有史以来最大の危機を通過する訳だが、その間どんなことが起るか、それはほとんど予想できない難しい問題だが、唯一つ断言できることは、その成否は一に軍縮にかかっているということだ。若しも有効な軍縮協定ができなければ戦争は必然に起るだろう。既に言った通り、軍拡競争というものは際限のない悪循環を繰り返すからだ。常に相手より少しでも優越した状態に己れを位置しない限り安心できない。この心理は果てしなく拡がって行き何時かは破綻が起る。すなわち協定なき世界は静かな戦争という状態であり、それは嵐の前の静けさでしかなく、その静けさがどれだけ持ちこたえるかは結局時間の問題に過ぎないと言う恐るべき不安状態の連続になるのである。

そこで軍縮は可能か、どのようにして軍縮をするかということだが、僕は軍縮の困難さを身をもって体験してきた。世の中に軍縮ほど難しいものはない。交渉に当たる者に与えられる任務は如何にして相手を偽瞞するかにある。国家というものは極端なエゴイストであって、そのエゴイズムが最も狡猾で悪らつな狐狸となることを交渉者に要求する。虚々実々千変万化、軍縮会議に展開される交渉の舞台裏を覗きみるなら、何人も戦慄を禁じ得

ないだろう。軍縮交渉とは形を変えた戦争である。平和の名をもってする別個の戦争であって、円滑な合意に達する可能性などは初めからないものなのだ。

原子爆弾が登場した以上、次の戦争が何を意味するか、各国とも分るから、軍縮交渉は行われるだろう。だが交渉の行われている合間にも各国はその兵器の増強に狂奔するだろう。むしろ軍縮交渉は合法的スパイ活動の場面として利用される程である。不信と猜疑がなくなる限り、それは止むを得ないことであって、連鎖反応は連鎖反応を生み、原子爆弾は世界中に拡がり、終りには大変なことになる、遂には身動きもできないような瀬戸際に追いつめられるだろう。

そのような瀬戸際に追いつめられても各国はなお異口同音に言うだろう。軍拡競争は一刻も早く止めなければならぬ。それは分っている。分ってはいるがどうしたらいいのだ。自衛のためには力が必要だ。相手がやることは自分もやらねばならぬ。相手が持つものは自分も持たねばならぬ。その結果がどうなるか。そんなことは分らない。自分だけではない。誰にも分らないことである。とにかく自分は自分の言うべきことを言っているより仕方はないのだ。責任は自分にはない。どんなことが起ろうと、責任は凡て相手方にあるのだ。

果てしない堂々巡りである。誰にも手のつけられないどうしようもないことである。集団自殺の先陣争いと知りつつも、一步でも前へ出ずにはいられない鼠の大群と似た光景――それが軍拡競争の果ての姿であろう。

要するに軍縮は不可能である。絶望とはこのことであろう。唯もし軍縮を可能にする方法があるとすれば一つだけ道がある。それは世界が一せいに一切の軍備を廃止することである。

一、二、三の掛声もろとも凡ての国が兵器を海に投ずるならば、忽ち軍縮は完成するだろう。勿論不可能である。それが不可能なら不可能なのだ。

ここまで考えを進めてきた時に、第九条というものが思い浮かんだのである。そうだ。もし誰かが自発的に武器を捨てるとしたら――

最初それは脳裏をかすめたひらめきのようなものだった。次の瞬間、直ぐ僕は思い直した。自分は何を考えようとしているのだ。相手はピストルをもっている。その前に裸のからだをさらそうと言う。何と言う馬鹿げたことだ。恐ろしいことだ。自分はどうかしたのではないか。若しこんなことを人前で言ったら、幣原は気が狂ったと言われるだろう。正に狂気の沙汰である。

しかしそのひらめきは僕の頭の中でとまらなかった。どう考えてみても、これは誰かがやらなければならないことである。恐らくあのとき僕を決心させたものは僕の一生のさま

ざまな体験ではなかったかと思う。何のために戦争に反対し、何のために命を賭けて平和を守ろうとしてきたのか。今だ。今こそ平和だ。今こそ平和のために起つ秋ではないか。そのために生きてきたのではなかったか。そして僕は平和の鍵を握っていたのだ。何か僕は天命をさずかったような気がしていた。

非武装宣言ということは、従来の観念からすれば全く狂気の沙汰である。だが今では正気の沙汰とは何かということである。武装宣言が正気の沙汰か。それこそ狂気の沙汰だという結論は、考えに考え抜いた結果もう出ている。

要するに世界は今一人の狂人を必要としているということである。何人かが自ら買って出て狂人とならない限り、世界は軍拡競争の蟻地獄から抜け出すことができないのである。これは素晴らしい狂人である。世界史の扉を開く狂人である。その歴史的使命を日本が果たすのだ。

日本民族は幾世紀もの間戦争に勝ち続け、最も戦斗的に戦いを追求する神の民族と信じてきた。神の信条は武力である。その神は今や一挙に下界に墜落した訳だが、僕は第九条によって日本民族は依然として神の民族だと思う。何故なら武力は神でなくなったからである。神でないばかりか、原子爆弾という武力は悪魔である。日本人はその悪魔を投げ捨てることに依て再び神の民族になるのだ。すなわち日本はこの神の声を世界に宣言するのだ。それが歴史の大道である。悠々とこの大道を行けばよい。死中に活というのはその意味である。

問 お話の通りやがて世界はそうなると思いますが、それは遠い将来のことでしょう。しかしその日が来るまではどうする訳ですか。目下の処は差当り問題ないとしても、他日独立した場合、敵が口実を設けて侵略してきたらです。

答 その場合でもこの精神を貫くべきだと僕は信じている。そうでなければ今までの戦争の歴史を繰り返すだけである。然も次の戦争は今までとは訳が違う。

僕は第九条を堅持することが日本の安全のためにも必要だと思う。勿論軍隊を持たないと言っても警察は別である。警察のない社会は考えられない。殊に世界の一員として将来世界警察への分担負担は当然負わなければならない。しかし強大な武力と対抗する陸海空軍というものは有害無益だ。僕は我国の自衛は徹頭徹尾正義の力でなければならないと思う。その正義とは日本だけの主観的な独断ではなく、世界の公平な与論に依って裏付けされたものでなければならない。そうした与論が国際的に形成されるように必ずなるだろう。何故なら世界の秩序を維持する必要があるからである。若し或る国が日本を侵略しようとする。そのことが世界の秩序を破壊する恐れがあるとすれば、それに依て脅威を受ける第三国は黙ってはいない。その第三国との特定の保護条約の有無にかかわらず、その第三国は当然日本の安全のために必要な努力をするだろう。要するにこれからは世界的視野

に立った外交の力に依て我国の安全を護るべきで、だからこそ死中に活があるという訳だ。

問　よく分かりました。そうしますと憲法は先生の独自の御判断で出来たものですか。一般に信じられているところは、マッカーサー元帥の命令の結果ということになっていきます。尤も草案は勧告という形で日本に提示された訳ですが、あの勧告に従わなければ天皇の身体も保証できないという恫喝があったのですから事実上命令に外ならなかったと思いますが。

答　そのことは此処だけの話にして置いて貰わねばならないが、実はあの年（昭和二十年）の暮から正月にかけ僕は風邪をひいて寝込んだ。僕が決心をしたのはその時である。それに僕には天皇制を維持するという重大な使命があった。元来、第九条のようなことを日本側から言い出すようなことは出来るものではない。まして天皇の問題に至っては尚更である。この二つに密接にからみ合っていた。実に重大な段階にあった。

幸いマッカーサーは天皇制を存続する気持を持っていた。本国からもその線の命令があり、アメリカの肚は決っていた。ところがアメリカにとって厄介な問題が起った。それは濠州やニュージーランドなどが、天皇の問題に関してはソ連に同調する気配を示したことである。これらの国々は日本を極度に恐れていた。日本が再軍備をしたら大変である。戦争中の日本軍の行動は余りに彼らの心胆を寒からしめたから無理もないことであつた。殊に彼らに与えていた印象は、天皇と戦争の不可分とも言うべき関係であつた。日本人は天皇のためなら平気で死んで行く。恐るべきは「皇軍」である。という訳で、これらの国々はソ連への同調によって、対日理事会の票決ではアメリカは孤立化する恐れがあつた。

この情勢の中で、天皇の人間化と戦争放棄を同時に提案することを僕は考えた訳である。

濠州その他の国々は日本の再軍備を恐れるのであって、天皇制そのものを問題にしている訳ではない。故に戦争が放棄された上で、単に名目的に天皇が存続するだけなら、戦争の権化としての天皇は消滅するから、彼らの対象とする天皇制は廃止されたと同然である。もともとアメリカ側である濠州その他の諸国は、この案ならばアメリカと歩調を揃え、逆にソ連を孤立させることが出来る。

この構想は天皇制を存続すると共に第九条を実現する言わば一石二鳥の名案である。尤も天皇制存続と言ってもシムボルということになった訳だが、僕はもともと天皇はそうあるべきものと思っていた。元来天皇は権力の座になかったのであり、又なかったからこそ続いてきたのだ。もし天皇が権力を持ったら、何かの失政があつた場合、当然責任問題が起って倒れる。世襲制度である以上、常に偉人ばかりとは限らない。日の丸は日本の象徴であるが、天皇は日の丸の旗を護持する神主のようなものであって、むしろそれが天皇本来の昔に還ったものであり、その方が天皇のためにも日本のためにもよいと僕は思う。

この考えは僕だけではなかったが、国体に触れることだから、仮にも日本側からこんなことを口にするには出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。

そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出して貰うように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君にさえも打明けることの出来ないことである。したがって誰にも気づかれないようにマッカーサーに会わねばならぬ。幸い僕の風邪は肺炎ということで元帥からペニシリンというアメリカの新薬を貰いそれによって全快した。そのお礼ということで僕が元帥を訪問したのである。それは昭和二十一年の一月二十四日である。その日、僕は元帥と二人切りで長い時間話し込んだ。すべてはそこで決まった訳だ。

問　元帥は簡単に承知されたのですか。

答　マッカーサーは非常に困った立場にいたが、僕の案は元帥の立場を打開するものだから、渡りに舟というか、話はうまく行った訳だ。しかし第九条の永久的な規定ということには彼も驚ろいていたようであった。僕としても軍人である彼が直ぐには賛成しまいと思ったので、その意味のことを初めに言ったが、賢明な元帥は最後には非常に理解して感激した面持ちで僕に握手した程であった。

元帥が躊躇した大きな理由は、アメリカの戦略に対する将来の考慮と、共産主義者に対する影響の二点であった。それについて僕は言った。

日米親善は必ずしも軍事一体化ではない。日本がアメリカの尖兵となることが果たしてアメリカのためであろうか。原子爆弾はやがて他国にも波及するだろう。次の戦争は想像に絶する。世界は亡びるかも知れない。世界が亡びればアメリカも亡びる。問題は今やアメリカでもロシアでも日本でもない。問題は世界である。いかにして世界の運命を切り拓くかである。日本がアメリカと全く同じものになったら誰が世界の運命を切り拓くか。

好むと好まざるにかかわらず、世界は一つの世界に向って進む外はない。来るべき戦争の終着駅は破滅的悲劇でしかないからである。その悲劇を救う唯一の手段は軍縮であるが、ほとんど不可能とも言うべき軍縮を可能にする突破口は自発的戦争放棄国の出現を期待する以外ないであろう。同時にそのような戦争放棄国の出現も亦ほとんど空想に近いが、幸か不幸か、日本は今その役割を果たし得る位置にある。歴史の偶然はたまたま日本に世界史的任務を受け持つ機会を与えたのである。貴下さえ賛成するなら、現段階に於ける日本の戦争放棄は、対外的にも対内的にも承認される可能性がある。歴史のこの偶然を今こそ利用する秋である。そして日本をして自主的に行動させることが世界を救い、したがってアメリカをも救う唯一つの道ではないか。

また日本の戦争放棄が共産主義者に有利な口実を与えるという危険は実際あり得る。しかしより大きな危険から遠ざかる方が大切であろう。世界はここ当分資本主義と共産主義の宿敵の対決を続けるだろうが、イデオロギーは絶対的に不動のものではない。それを不動のものと考えることが世界を混乱させるのである。未来を約束するものは、絶えず新しい思想に向って創造発展して行く道だけである。共産主義者は今のところはまだマルクスとレーニンの主義を絶対的真理であるかの如く考えているが、そのような論理や予言はやがて歴史の彼方に埋没して終うだろう。現にアメリカの資本主義が共産主義者の理論的攻撃にもかかわらずいささかの動揺も示さないのは、資本主義がそうした理論に先行して自らを創造発展せしめたからである。それと同様に共産主義のイデオロギーも何れ全く変貌して終うだろう。何れにせよ、ほんとうの敵はロシアでも共産主義でもない。このことはやがてロシア人も気づくだろう。彼らの敵もアメリカでもなく資本主義でもないのである。世界の共通の敵は戦争それ自体である。

問 天皇陛下は憲法についてどう考えておられるのですか。

答 僕は天皇陛下は実に偉い人だと今もしみじみと思っている。マッカーサーの草案を持って天皇の御意見を伺いに行った時、実は陛下に反対されたらどうしようかと内心不安でならなかった。僕は元帥と会うときは何時も二人切りだったが、陛下のときは吉田君にも立ち会って貰った。しかし心配は無用だった。陛下は言下に、徹底した改革案を作れ、その結果天皇がどうなってもかまわぬ、と言われた。この英断で閣議も納まった。終戦の御前会議のときも陛下の御裁断で日本は救われたと言えるが、憲法も陛下の一言が決したと言ってもよいだろう。若しあのとき天皇が権力に固執されたらどうなっていたか。恐らく今日天皇はなかったであろう。日本人の常識として天皇が戦争犯罪人になるというようなことは考えられないであろうが、実際はそんな甘いものではなかった。当初の戦犯リストには冒頭に天皇の名があつたのである。それを外してくれたのは元帥であつた。だが元帥の草案に天皇が反対されたなら、情勢は一変していたに違いない。天皇は己れを捨てて国民を救おうとされたのであつたが、それに依て天皇制をも救われたのである。天皇は誠に英明であつた。

正直に言つて憲法は天皇と元帥の聡明と勇断によつて出来たと言つてよい。たとえ象徴とは言え、天皇と元帥が一致しなかったら天皇制は存続しなかったろう。危機一髪であつたと言えるが、結果に於いて僕は満足し喜んでいる。

なお念のためだが、君も知っている通り、去年金森君からきかれた時も僕が断つたように、このいきさつは僕の胸の中だけに留めておかねばならないことだから、その積りでいてくれ給え。

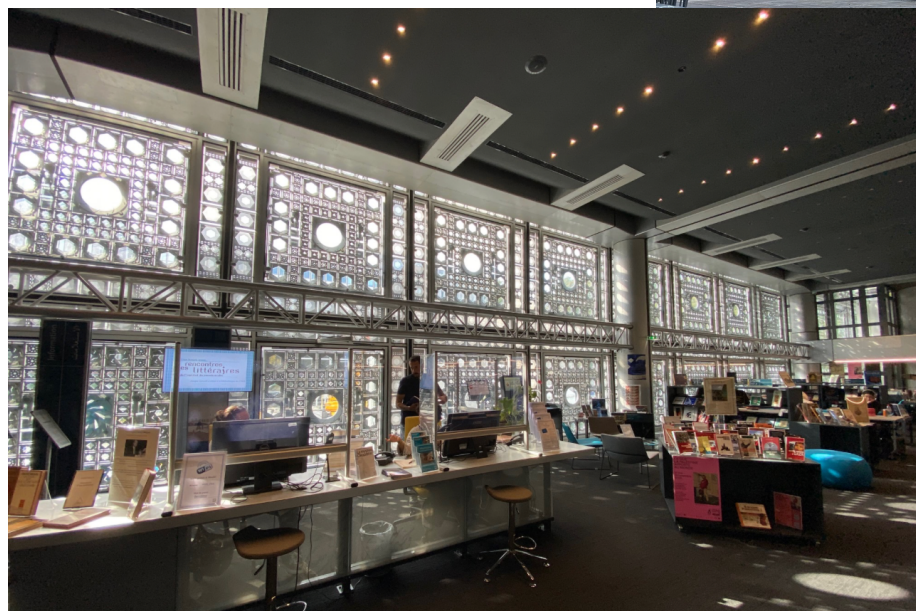
# パリ通信・第166号

## アラブ世界研究所

1973年10月パレスチナをめぐりイスラエルとエジプト・シリアを始めとするアラブ連盟が武力衝突した「第4次中東戦争」を機に、フランスはアラブ諸国との外交および文化協力を強化する必要性を実感し、アラブ世界とフランスを結ぶ公共施設の建設プロジェクトが生まれた。

「アラブ世界」と言ってもアフリカ大陸から中東地域に渡る広大な領土に様々な文明、文化が発達し、今日では22の国家を数える。紀元前からアラビア半島を中心に培われてきたアラブ文化は7世紀にイスラム文化として栄えた。「アラビア語」という共通言語を除き多種多様の文化を一つにまとめることは難しいが、パリでアラブ諸国の伝統文化を具体化しようとする画期的なプロジェクトだった。

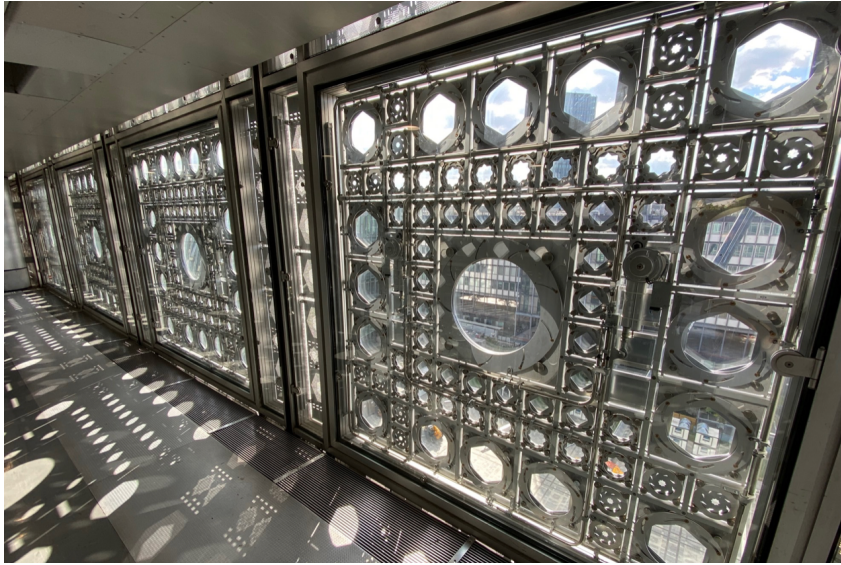
1981年フランソワ・ミッテランがフランス共和国大統領に選出され、ミッテラン大統領は1995年までの二期(当時の大統領任期は7年)14年間にフランス建築の様相を変える大規模工事に着手した。戦後の建築を担ってきた鉄筋コンクリートからアルミとガラスを建材にテクノロジーを活かした新たな建築へと移っていく。「アラブ世界研究所」はその良い例で、1980年のコン



ペで知名度が低かったジャン・ヌーヴェルとアーキテクチャー・スタジオが選ばれた。

「アラブ世界研究所」は5区のセーヌ川沿いにある。川を挟んでノートルダム大聖堂を望み、パリ第5大学があるジュシューと動植物園に繋がるパリ第6大学に囲まれた立地である。

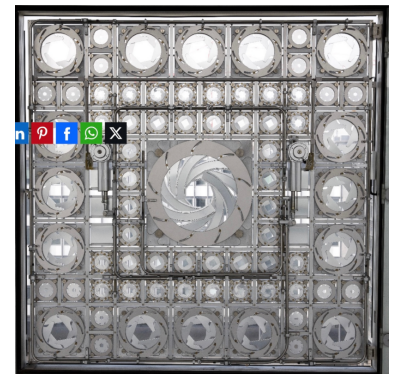
セーヌ川に対して東西に長く延びる南と北の2つのブロックに分かれており、なんと言っても南の壁面全体を覆う240枚の「ムシャラビエ」(moucharabieh)が特徴的である。



複雑な幾何学模様や草花模様を表現した「ムシャラビエ」はイスラム建築になく  
てはならない要素だ。木や金属で模様を構成する網目  
パネルで、室内外を問わず、日差しの強いアラブ諸  
国で頻繁に利用されてき  
た。本来の目的は①ひよけ  
として直射日光を和らげる  
②網目になっているので通  
気、換気ができる③外から  
は見えないが中から外が見

える、つまり、エアコンの役割を果たしつつ、光をコントロールし、極めて美しく豪華な  
装飾を生み出し、隙間からこっそり覗くことが出来る。アラブ世界の気候、文化ならではの  
建築要素に着目したジャン・ヌーヴェルの成功である。

壁面全体を覆う横24 x 縦10、合計240枚の「ムシャラビエ」は一目ただけでアラブ世界を喚起させるインパクト  
を持っている。ガラスの枠に入れた一枚の「ムシャラビエ」  
中央には大きな丸い穴が開いており、周囲の小さな丸い穴  
と共に太陽光をエネルギーに閉じたり開いたりして日差し  
を調節することができる。カメラや人の光彩が光に開閉す  
るのと同じだ。室内は「ムシャラビエ」が落とす影が美しく、独特の雰囲気がある。



1987年11月30日ミッテラン大統領、当時のアラブ連盟事務局長シャドリ・クリービ、当  
時のフランス首相ジャック・シラク、「アラブ世界研究所」初代館長ポール・カルトンに  
よって開館式が執り行われた。アラビア語教育、展覧会、コンサートなどの文化活動を始  
め、9階建(日本式には10階)の3階部分を占める図書館は学生や研究者に限らず一般の人々  
誰もが無料で利用でき、アラブ文化に関する有数のコレクションを誇っている。2017年  
建立30周年を記念して240枚の「ムシャラビエ」修復が実現し、2000年から技術的な理  
由で止まっていた「ムシャラビエ」開閉システムが再稼働された。2013年から「アラブ世  
界研究所」理事長を務めるジャック・ラング氏の強い希望だった。

フランスはマクロン大統領になって8年が過ぎた。内政混乱が続き外交も厳しい状況にあ  
る。フランスとドイツが強くないとヨーロッパの存在感がなくなる。ウクライナ戦争もガ  
ザ地区紛争もヨーロッパ不在の国際政治と言わざるを得ない。「アラブ世界研究所」がで  
きて38年、フランスは弱体化していくのだろうかと思ふ。（古賀順子記）